

げている結果が得られている。

さらに、第10次の労働災害防止計画においてもリスクを低減させる安全衛生管理手法の展開が基本方針として示されている。

このため、昨年来の爆発、火災災害の頻発及びこれに繋がる重大災害の増加傾向を抑制し、労働災害を一層減少させるため、重大災害が頻発した工業的業種等の事業場においては、事業者が自主的に危険・有害要因の特定、リスクの評価等を行う危険・有害性の調査に取り組む仕組みを確立することが必要である。

(イ) 機械に関するリスクアセスメント

事業場内の機械の使用段階における労働災害を防止するためには、製造段階であらかじめリスクアセスメントを実施し、リスクを低減した上で、残存リスクの情報を機械の使用者に提供するプロセスを確立することが必要である。そのために、既にグローバルスタンダード化しているISO12100の考え方に則った「機械の包括的な安全基準」の実効性を高めるための仕組みを導入することが必要である。

(ウ) 化学物質管理の推進

化学物質に関する管理については、「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理の在り方検討会」(座長：櫻井治彦(慶應義塾大学名誉教授))において次の検討結果を得たところであり、こうした仕組みの導入を図るべきである。

危険・有害性を有する化学物質について、絵表示等を求めたGHS国連勧告との整合性を確保しつつ、作業場の容器への危険・有害性に応じた絵表示等によって、個々の化学物質の危険・有害性、取扱上の注意等を一層明確にし、事業者の適切な管理を促進することが必要である。

さらに、これらの表示・MSDSに基づく事業者の自主的な労働災害防止措置の明確化等も必要である。

イ 自主的取組の推進と普及促進のための優遇措置

(ア) 自主的な取組の必要性

危険・有害性の調査等が必要となっていることに加え、現場を熟知しているベテラン労働者が、定年退職、リストラクチャリング等により現場を去り、また、今後「団塊の世代」が大量に退職することを考慮すると、現場における安全衛生担当者のレベル低下の防止に向けて早急に対処する必要がある。

このため、個人の経験と能力のみに依存せず、組織として、安全衛生活動を維持改善するために、危険・有害要因を特定し、リスクの評価及びリスクを低減させる措置を体系的に実施し、安全衛生水準の段階的な向上を図る仕組みである労働安全衛生マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。)の活用を図ることが必要である。

そのためには、マネジメントシステムの導入を促進する際、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の法令上の位置づけ、実施すべき事項の明確化が必要である。さらに、当該指針については、国際基準として認知されているILOの「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」との整合性も視野に入れる必要がある。

また、その際、現在各事業場で確立している既存の安全衛生管理体制を最大限活用することが仕組みの円滑な実施のために必要である。

なお、新たな仕組みの導入に際して、中小零細企業において実施可能な手法の開発及び支援措置も併せて検討する必要がある。

(イ) 普及促進のための優遇措置

マネジメントシステムが定着し、安全衛生対策を推進する体制を確立することにより、事業場内における労働災害の防止が自律性を持って推進されることが期待されることから、その普及促進のため、各事業場が積極的に導入を図るための誘導促進策を検討することは有益である。第10次の労働災害防止計画においても、インセンティブ措置の在り方の検討と導入を図ることが掲げられている。

インセンティブとしては、マネジメントシステムが確立し、安全衛生水準が高いと認められる事業場について、①機械等の設置、移転に関する計画届について事前から事後のチェックに変更する等の法令上の措置に関するインセンティブ、②中小企業等に対して労災保険の特例メリット制を適用する等の経済的なインセンティブ、③企業名の公表等の社会的な評価に関するインセンティブが考えられる。

ウ 安全衛生委員会の活性化

安全衛生委員会は、事業場のトップが制度的に関与し、かつ、労働災害防止の当事者であると同時に現場の状況について最も熟知している労働者が参画する場であり、労使が協力して労働災害防止に向けて積極的な機能を果たすことが期待されている。しかし、大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、災害の発生率が高い事業場では「安全管理体制の検証、見直し」、「安全に関する新たな規定の作成、検討」等の事項を審議した割合が相対的に低く、報告事項を中心として毎月定期的で開催されるだけのものとなっている事業場も多く存在している。この点については、第10次の労働災害防止計画においても、安全衛生委員会の活動は必ずしも活発でなく、また、労働安全衛生法令で期待されている機能が十分果たされているとは言い難い状況にあると評価している。

そのため、安全衛生委員会の活性化を図るため、委員の選出、審議事項、決定事項の扱い方等委員会のあり方全体の見直しが必要である。

一方、安全衛生委員会は事業場単位で設置されているが、規模の大きい企業では、「全社安全衛生委員会」を設置している場合がある。企業全体の安全衛生に関する事項を労使が話し合うことも有効であることから、中央段階においても安全衛生に

関する事項を検討する場の設置を推進することが必要である。

さらに、安全衛生委員会等、事業場内における安全衛生活動の効果を上げるためには、労働者の安全衛生対策への理解、協力が必要であることから、事業者の労働災害防止に関する義務の履行を前提とした上で、労働者自らも労働災害防止に関する責任ある行動をとることが必要である。

エ 安全衛生担当者の教育の充実

大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、安全衛生担当スタッフの知識経験の不足感が高い事業場ほど労働災害の発生率が高いことが明らかとなった。この背景として、安全衛生管理組織の縮小、安全衛生管理担当者の兼務の増大、さらに、労働災害防止に関するノウハウの継承の不十分さ等により、事業場における安全衛生管理担当者の実務能力が低下しつつあるという事情が考えられる。衛生管理者、産業医については実務能力が制度的に担保されているのに対し、安全管理の中核である安全管理者については、法的に学歴と実務経験のみで選任されることが許されていることが、その一因と考えられる。安全管理者は、今後、事業場においてリスクアセスメントの実施、マネジメントシステムの導入、構築等において重要な役割を担うことから、安全管理者に対して、安全衛生の実務を適切に処理するための必要な知識等を付与する教育を選任時において実施し、一定の実務能力を担保することが必要である。

また、現場の長である監督者（職長等）と組織の長である管理者（部、課長）で安全衛生に関する理解度を比較すると、管理者には十分な教育がなされていないことから安全衛生に対する理解が乏しい場合が多く、現場を知っている管理者も減少している。

さらに、現場の作業員も現場の危険・有害性を認識しないまま作業を行っていることから、災害の発生につながる場合がある。

このような状況を改善するために、管理者を含む職長等や労働者に対する安全衛生教育の内容の見直しを検討することが必要である。

(2) 元方等を通じた安全衛生管理体制の実現

ア 一体的な安全衛生管理の構築

企業の分社化等組織形態に関する構造的変化が進む中で、企業分割等により生じた企業グループにおいては、一体的な安全衛生管理を推進することが望まれる。

このため、事業を同一の場所で実施し密接な経営上の関係がある等、一定の条件下において、企業グループ内の事業場の安全管理者等が、企業グループ内の他の事業場における安全衛生管理を併せて実施することが可能となるような仕組みが必要である。

イ 元方事業者による安全衛生対策の調整

事業運営においてアウトソーシングが進行しており、製造業等において、同一の場所において指揮命令系統の異なる労働者が混在して作業をすることによる危険が増大することが懸念されている。

大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、元方事業者との協議組織が設置されていない場合や作業間の連絡調整が十分になされていない場合には災害の発生率が高くなっていることから、同一の作業場所において元方事業者と請負事業者が作業を行う場合には、「場の管理」の考え方に基づく統括的な安全衛生管理を行うべきであり、その主体は元方・請負の契約関係から元方事業者であることが適当である。したがって、特に製造業等においては、元方事業者が請負事業者との間でより緊密な連携を図り、労働災害の発生を防止するための対策を講じることが必要である。

ウ 施設・設備の管理権原に関する安全衛生対策

(ア) 注文者による危険有害情報の提供等

危険・有害性の高い設備について保守等の作業を外注化する場合、注文者が施設・設備に内在する危険・有害性を請負事業者に知らせないまま発注し、請負事業者の労働者が保守等の作業中に被災する労働災害が発生していることから、このような災害を防止するため、注文者が請負事業者に、当該作業に関する労働災害の発生を防止するためにとるべき措置について必要な危険・有害情報を提供する仕組み等が必要である。

(イ) 請負事業者に使用させる施設・設備に関する危害防止措置の確保

注文者が請負事業者に施設・設備を使用させて作業を行わせる場合、請負事業者が当該施設・設備に関し管理権原を有しておらず、当該施設・設備が危険な状態にあり改善の必要性がある場合にも、改善措置がなされず、請負事業者の労働者が作業中に被災することがあるため、使用させる施設・設備の安全性を確保する必要がある。

(3) その他安全衛生対策上検討すべき事項

ア 中小企業における安全衛生対策の推進について

中小企業においては、人的、財政的基盤が弱いため、規模が小さくなるにしたがって、労働災害の発生率が高くなっている。

今後の中小企業における安全衛生対策の推進には、「危険・有害要因の特定」及び「リスクの評価に基づくリスク低減措置」が有効であると考えられることから、中小企業においてリスクアセスメントを普及するために支援の展開が必要である。

また、中小企業において、安全衛生水準の向上を図るために、安全衛生サービスを提供する外部専門機関を活用する仕組みの検討が必要である。

イ 安全衛生活動と社会の評価

市場を通じた形で企業の社会的責任を推進する方策として、社会責任投資（SRI）の活用がある。安全衛生活動を積極的に行い、安全衛生水準が高い企業に対して、資金の投資を促す仕組みを構築し、安全衛生活動の取り組みを促す仕組みの検討が必要である。

さらに、投資以外にも、マネジメントシステムを導入する際のインセンティブとして既に掲げている企業の社会的な評価として、企業名の公表等が考えられる。

ウ 資格制度の検討

労働者が安全衛生に関する多様な知識、技能を獲得することは、事業場内における安全衛生活動にも有効であり、また、事業者や労働者の負担軽減を図るためにも、一度に複数の資格取得が可能となるような資格制度の検討が必要である。